# 北谷町緑の基本計画



平成24年3月 北谷町



# 目 次

第 1 章	計	·画の基本的な考え方	. 1
	1.	計画の目的2	
	2.	緑の定義と機能3	
	3.	緑の基本計画」とは5	
	4.	本計画の位置づけ5	
	5.	本計画の構成6	
	6.	本計画の対象範囲7	
	7.	本計画の目標年次	
第2章	緑	:の特性と課題	. 9
	1.	本町の概況10	
	2.	緑の機能別の特性と課題21	
第3章	緑	:の将来像	25
	1.	将来像26	
	2.	基本方針27	
	3.	緑の確保目標水準29	
第4章	緑	:に関する施策の方針	31
	1.	原風景の緑に関する配置方針32	
	2.	くらしの緑に関する配置方針34	
	3.	観光地の緑に関する配置方針36	
第5章	緑	: 地保全および緑化推進のための施策	39
	1.	原風景の緑41	
	2.	くらしの緑45	
	3.	観光地の緑50	
	4.	緑の育成52	
	5.	緑化重点地区54	
第6章	計	· ・画推進に向けて	59
	1.	主体と役割60	
	2.	計画の進行管理61	
用語集.			63

# 第1章 計画の基本的な考え方

# 1. 計画の目的

北谷町では、これまで総合計画や都市計画マスタープランのもと、町民、事業者、行政の努力により、緑の保全、育成、創出に取り組んできました。

この間、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった様々な環境問題への関心の高まりや、人口減少時代を迎える中での量から質へのまちづくりの転換などを背景に、本町の取り巻く状況が大きく変化しつつある中で、都市の環境を改善・向上しうる多様な機能を持つ緑の役割は、日々高まりを見せています。

そうした中、国においては、緑豊かな国土を形成し、特に緑の多様な機能を活かした生活環境づくりの推進と、国民の身近な緑に対するニーズの高まりへの対応を図るため、平成6年7月に「緑の政策大綱」が制定され、平成17年には「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律(都市緑地法)」の景観緑三法が施行されたことで、都市の緑に関する法制度が整えられました。

今回定める緑の基本計画は、都市緑地法第4条\*\*に位置付けられた制度です。都市公園の整備方針などの都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画です。

こうした背景を受け、本町は、まちづくりの重要な要素である緑について、町民、事業者、行政の協働のもと、総合的・計画的な視点に立って保全、育成、創出に取り組む上での基本的な考え方や施策などを示すため、緑の基本計画を策定します。

#### ※参考:都市緑地法 第4条

第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市 計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保 全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

# 2. 緑の定義と機能

#### (1)緑の定義

本計画で取り扱う「緑」は、樹木や草花などの植物そのものだけでなく、公園、海岸、河川などの「植物のある空間」も「緑」の対象として捉えます。

緑の種類としては、公園・緑地やこれに準じる公共・民間の施設および公共施設に付属する緑である「施設緑地」と、法令や協定などにより保全される緑である「地域制緑地」に大別されます。

#### ■緑の定義 都市公園 都市公園法で規定するもの - 都市公園以外で― 都市公園を除く公共空地、国民 公園、自転車歩行者専用道路、 公園緑地に準じる 施設 歩行者専用道路、地方自治法設 置又は市町村条例設置の公園、 機能を持つ施設 緑 公共団体が設置している市民農 公共施設 -地 園、公開している教育施設(国 公立)、河川緑地、港湾緑地、農 緑地 業公園、児童遊園、公共団体が 設置している運動場やグラン ド、こどもの国など - 公共公益施設に — 学校の植栽地、下水処理場など 都市公園 の付属緑地、道路環境施設帯お おける植栽地など 以外 よび植樹帯、植樹桝、その他の 公共公益施設における植栽地、 など 民間施設─ 市民緑地、公開空地、市民農園 (上記以外)、一時開放広場、 公開している教育施設(私立)、市町村と協定などを結び開 緑地 放している企業グランド、寺社境内地、民間の屋上緑化空間、 民間の動植物園、など - 法によるもの 一 緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 地区計画で緑地に係る事項を定めているもの(都市計画法) 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの (景観法) 農業振興地域・農用地(農業振興地域整備法) 河川区域 (河川法) 保安林区域 (森林法) 地 地域森林計画対象民有林 (森林法) 域 保存樹木·保存樹林(樹木保存法) 制 景観重要樹木 (景観法) 緑 史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるも 地 の(文化財保護法)、など - 協定によるもの 一 - 緑地協定(都市緑地法) 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの (景観法) 条例などによる 一 - 条例・要綱・契約、協定などによる緑地の保全地区や緑化の

もの

協定地区、樹林地の保存契約、協定による工業植栽地、など

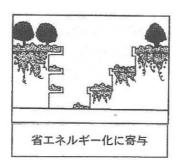
#### (2)緑の機能

緑が果たす機能は、「環境保全機能」、「健康・レクリエーション機能」、「景観形成機能」、「防災機能」の4つがあります。

#### ■緑の機能(イメージ)



#### 環境保全機能





健康・レクリエーション機能



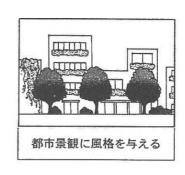


運動・遊びの場

景観形成機能







防災機能







資料: 新編緑の基本計画ハンドブック/発行:社団法人日本公園緑地協会に掲載されている資料を引用し、一部加筆しました

# 3.「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村が、その区域における緑の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

「緑の基本計画」は、都市緑地法において以下にあげる項目を定めるように規定されています。

#### ■「緑の基本計画」に定める項目

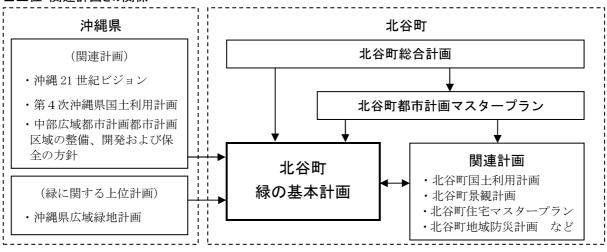
# 必ず定める項目 必要に応じて定める項目 □緑地の保全および緑化の目標 □特別緑地保全地区の緑地の保全に関する事項 □緑地の保全および緑化の推進のための施策 □緑化地域における緑化の推進に関する事項 □緑化重点地区および当該地区における緑化の推進に関する事項

## 4. 本計画の位置づけ

北谷町緑の基本計画(以下、「本計画」という。)は、町民、事業者、行政が、協働のもとで緑のまちづくりを進めるにあたって共有すべき目標や施策を総合的かつ体系的に示すものです。

本計画は、北谷町総合計画や北谷町都市計画マスタープランなどの上位計画に即するとともに、北谷町景観計画など関連計画との整合を図ります。

#### ■上位・関連計画との関係



# 5. 本計画の構成

本計画は、下の図に示すような6つの章で構成します。

<b>:</b>	緑の基本計画の計	+画事項(都市祭	禄地法第4条第	(2項)と本計画(	の構成
_		I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	かんしんカッ・ハン	/ <b>-</b> ' - ' - ' - ' - ' - ' - ' - ' - ' - '	'/ ITT/70

■ 稼の基本計画の計画事項(都巾稼地法第4余第2項)と本計画の情成 							
第1章 計画の基本的な考え方							
第2章 緑の特性と課題							
1. 本町の概況							
2. 緑の機能別の特性と課題							
(1)環境保全機能   (2)健康・レクリエー   (3)景観形成機能   (4)防災機能   ション機能   ション機能							
第3章 緑の将来像							
1. 将来像							
2. 基本方針							
(2)くらしの緑							
(3)観光地の緑							
(4)緑を育てる							
Mr. 47 (21-121-7 1-14)							
第4章 緑に関する施策の方針 							
1. 原風景の緑							
2. くらしの緑							
3. 観光地の緑							
第5章 緑地保全および緑化推進のための施策							
1. 原風景の緑 4. 緑の育成							
2. くらしの緑 5. 緑化重点地区							
第6章 計画推進に向けて							
法定項目							
[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]							

### 6. 本計画の対象範囲

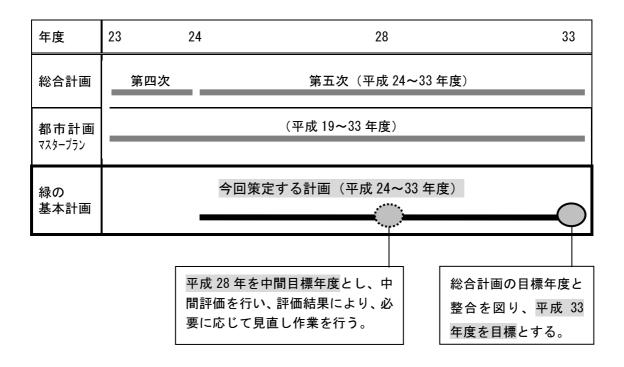
本計画の対象区域は、町域全体とします。

ただし、町内の軍用地については、返還が合意され跡地利用に向けて動き始めているキャンプ 桑江南側地区だけでなく、返還の可能性の高いキャンプ瑞慶覧\*¹および現時点で返還の見通しが 立たないその他の軍用地についても、本計画で現状に即した方針を示すこととします。

# 7. 本計画の目標年次

「緑の基本計画」は、一般に計画年次を 20 年とするケースが多いと言われています\*2が、本計画においては、上位計画となる北谷町総合計画や北谷町都市計画マスタープランの目標年度と整合をとるため、目標年次を「平成 33 年度」とします。

#### ■緑の基本計画の計画事項(都市緑地法第4条第2項)と本計画の構成



<sup>\*&</sup>lt;sup>1</sup> キャンプ瑞慶覧については、平成18年5月の在日米軍再編の閣議決定において返還の方針は示されていますが具体的な返還区域までは示されていません。

<sup>\*2</sup> 新編緑の基本計画ハンドブック(発行/社団法人公園緑地協会)

# 第2章 緑の特性と課題

# 1. 本町の概況

#### (1) 自然・歴史・文化

#### 1)位置

本町は、沖縄本島中部の西側に位置し、那覇市から およそ北東 16km の距離にあり、北は嘉手納町、東は沖 縄市・北中城村、南は宜野湾市と隣接しています。

東西約 4.3km、南北約 6.0km のほぼ長方形をなし、総面積は 13.78 k m<sup>2\*3</sup>となっています。

#### ■本町の位置と面積



#### 2) 気象

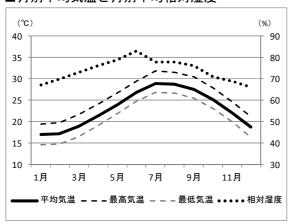
本町の気候は、地理的に亜熱帯に位置し、黒潮が流れる暖かい海に固まれて海洋の影響を受けやすいことから、亜熱帯海洋性気候に属しています。

年間平均気温は23.1℃、年間平均相対湿度\*4は74%で、高温多湿です。

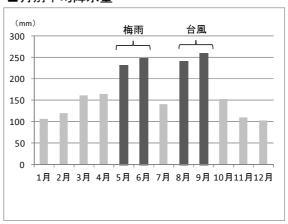
年間平均降水量は 2,040.8mm/年となっており、年間を通じて一定量の降雨がみられます。特に 5月中旬から 6月下旬の梅雨時期と 8月から 9月頃の台風期に集中する特徴があります。

風力は、月別の平均風速が  $5.3 \text{m/S}^{*5}$ で、風向きは 9 月から翌年 4 月にかけては北東の風、 5 月から 8 月にかけては南東からの風が強くなります。

#### ■月別平均気温と月別平均相対湿度



#### ■月別平均降水量



資料(本文およびグラフデータの出典): 気象統計情報の那覇市地上気象観測統計資料(気象庁/昭和56年~平成22年の平均値)

<sup>\*3</sup> 平成22年10月現在、国土地理院

<sup>\*4</sup> 相対湿度:空気中に含まれる水蒸気の量と、その温度の空気が含み得る水蒸気の最大量との比率。

<sup>\*5 3.4~5.4</sup>m/s: 気象庁風力階級の風力3に相当(木の葉や細い枝がたえず動く、旗がはためく程度の風力)。

#### 3)地形

本町は、東シナ海に沿った町西部の海岸低地と、東に向けて階段状に高くなる海岸段丘から構成され、起伏に富む地形を呈しています。標高の最高点は玉上の東(123m)です。

海岸段丘の斜面は比較的なだらかですが、吉原や玉上には、崩壊・地すべりの災害危険区域 に指定されるほどの急傾斜を形成する箇所があります。

また、白比川や普天間川の中・上流域では浅谷が形成され、谷底低地とそれに続く傾斜面が 発達しています。

海岸段丘の中には石灰岩の崖沿いに堤状に発達した場所があり、北谷城が築かれるなど、シンボル的な地形を形成しています。

本町の西側に広がる海域にはサンゴ礁が発達しています。しかし、沿岸部では大部分が埋め 立てなどにより造成され、自然海浜は、砂辺海岸の一部に残されています。

#### 4) 水系

#### ①河川

本町を流れる主な河川は、沖縄市、北中城村および宜野湾市の上流流域から東シナ海にそそ ぐ白比川と普天間川(佐阿天川)の二級河川と、白比川の支流である新川があります。

白比川水系については、地域住民から治水に関する不安の声があがるとともに、今後の河川整備のあり方として、自然環境の保全や景観性、親水性に配慮した整備が望まれていました。 そうしたことから、河川管理者である県が、平成13年度に策定した白比川水系河川整備基本方針、同整備計画のもと、白比川総合流域防災事業により河川の環境整備を進めています。

#### ②湧水

本町には海岸段丘の崖下を中心に多くの湧水が確認されています。湧水の多くは、かつてカー (井戸) として生活・農業用水に利用され、人々の生活に欠かせないものでした。近年は上下水道の普及によりカーを利用するケースが減っていますが、今でも人々はカーを水神として祀り、大切に守り続けています。



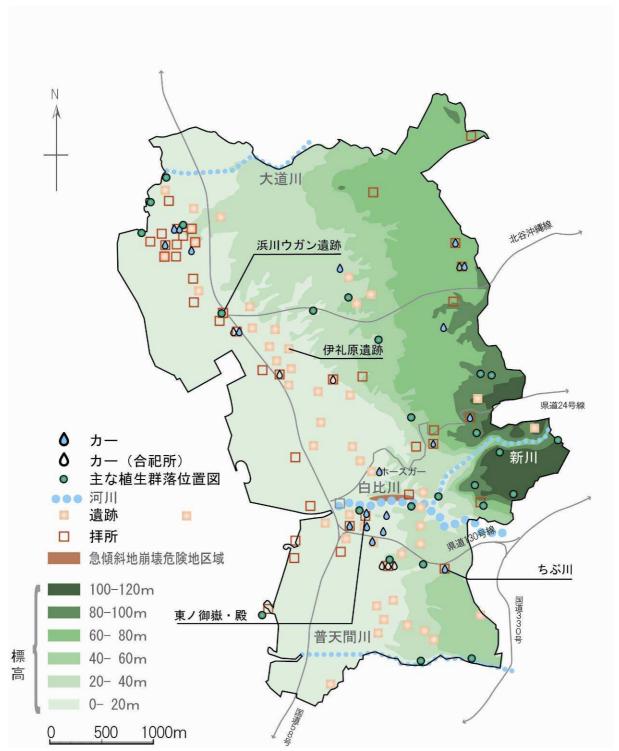
写真:ホースガー(宇地原区)

#### 5)遺跡・拝所など

本町には海岸低地部を中心に、国の史跡に指定された伊礼原遺跡や、町指定文化財に指定されている東ノ御嶽・殿(北谷城遺跡群内)、ちぶ川、浜川ウガン遺跡など、地域の伝統的な生活や信仰と結びついた多くの遺跡・拝所が残されています。

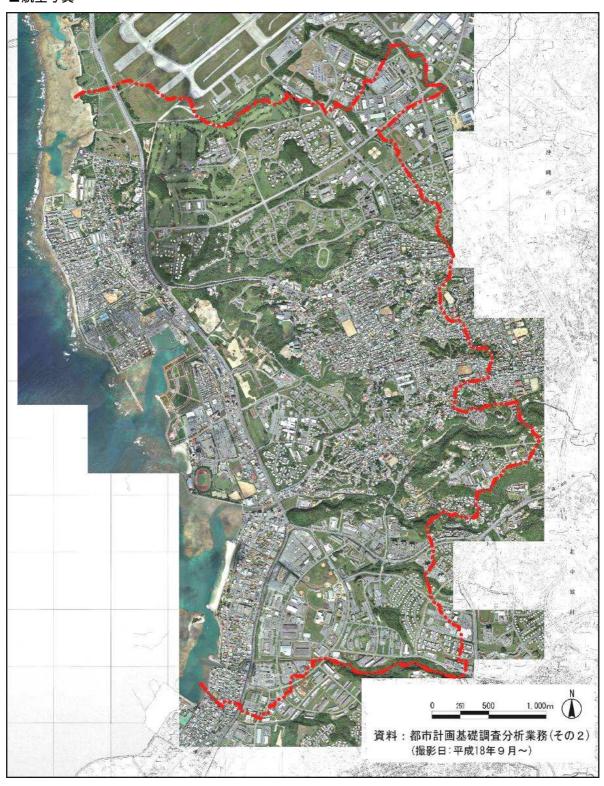
遺跡・拝所の中には、巨木や樹林を伴ったものもあり、地域のシンボルとなっています。

#### ■地形および水系、遺跡・拝所などの分布図



資料:北谷町史第一巻附録、平成20年度文化行政要覧(北谷町)、井泉調査(北谷町)

#### ■航空写真



#### (2)緑の現況

#### 1)緑の分布

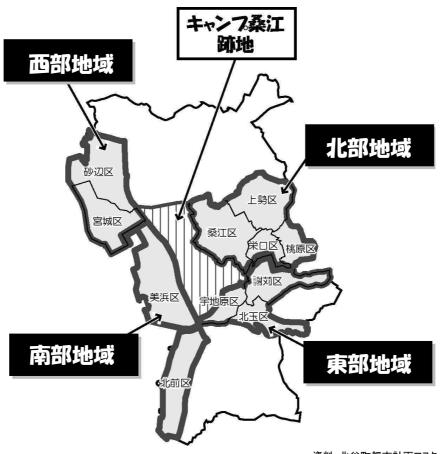
本町の緑の分布をみると、町域の緑の現況量は約78haで、緑被率は1割程度となっています。 比較的緑の残されているのは東部地域で、樹林地や農地によって緑が形成されています。一方で、北部地域や西部地域、南部地域の市街地部では比較的緑の分布が少ない状況にあります。 緑被率の大半は樹林地で占められています。樹林地は、キャンプ桑江東側や、新川流域および東部地域の斜面地や河川沿いにまとまって広がるほか、北谷城遺跡群、砂辺貝塚などの遺跡・ 拝所周辺に断片的に分布しています。

#### ■ 緑の現況量(軍用地除く)

区分	面 積	緑被率	備考
樹 林 地	約 53 ha	8 %	
野草地	約 12 ha	2 %	ススキ群落、ギンネムなど
農地	約 11 ha	2 %	
計	約 78 ha	12 %	町面積(軍用地を除く):約 649ha

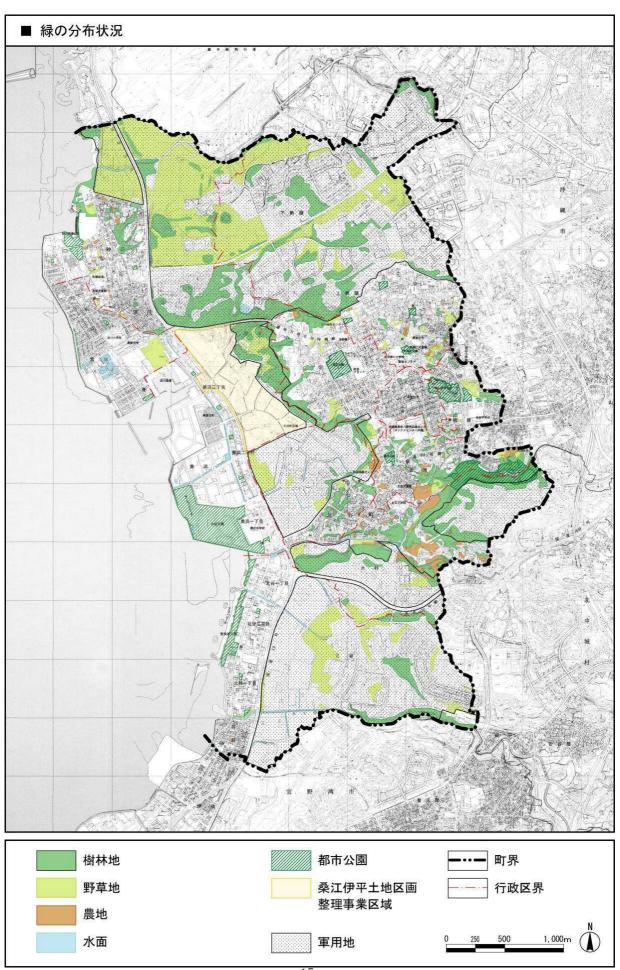
<sup>※</sup>面積は自然環境保全基礎調査植生図、都市計画基礎調査緑地現況図、および航空写真より作成した図面より測定。

#### □地域区分



資料:北谷町都市計画マスタープラン(北谷町)

<sup>※</sup>桑江伊平土地区画整理事業区域内の緑については、現在事業実施中であることから、測定から除外した。



#### 2) 都市公園などの緑化

#### ①都市公園・緑地

都市公園の緑化率は全体で5割強となっています。種別毎でみると、運動公園が約4割、近 隣公園や街区公園などでは7~8割に達しています。

#### ■都市公園・緑地の緑化

種別	公園面積(開設)	緑化面積	緑化率
運動公園	20.80 ha	約 8 ha	38 %
近隣公園	14.00 ha	約 10 ha	71 %
街区公園など	5.17 ha	約 4 ha	77 %
計	39.97 ha	約 22 ha	55 %

※緑化面積は航空写真 および地形図より測定 ※街区公園などには都市 緑地を含む







【北谷公園(運動公園)】

【桑江公園(近隣公園)】

【桃原公園(近隣公園)】

#### ②道路の緑化

道路の緑化率は全体で約3割となっています。道路区分別にみると、国道では10割、県道で約6割といった高い割合で緑化されているのに対し、町道の緑化率は2割程度にとどまっています。

#### ■道路の緑化

区分	実延長①	步道設置延長 ②	緑化済道路延長 ③	緑化率 ④=③/①×100
国 道	5.9 km	5.9 km	5.9 km	100 %
県 道	6.6 km	5.2 km	4.1 km	62 %
町 道	86.4 km	29.2 km	18.7 km	22 %
計	98.9 km	40.3 km	28.7 km	29 %

<sup>※</sup>緑化済道路延長は航空写真および地形図より測定

#### ③公共公益施設の緑化

主な公共公益施設の緑化率は全体で2割強となっています。区分別の緑化率では、社会福祉 施設が約5割と最も高く、次いで公営住宅が約3割となっています。

グラウンドや園庭などを抱える学校教育施設については、緑化率が2割弱となり、他の区分の施設より緑化率が低くなる傾向にあります。

#### ■主な公共公益施設の緑化

区分	施設数	敷地面積	緑化面積	緑化率 ④=③/②×100	備考
官公庁施設	7	約 28 ha	約 7 ha	25 %	町役場、消防署、嘉手納 国道出張所など
公営住宅	6	約 9 ha	約 3 ha	33 %	町営住宅、県営住宅
学校教育施設	11	約 19 ha	約 3 ha	16 %	幼稚園、小学校、中学校、 高など学校
社会福祉施設	9	約 2 ha	約 1 ha	50 %	保育所、児童館、保健相談 センターなど
その他公共公益施設	5	約 4 ha	約 1 ha	22 %	ちゃたんニライセンタ 一、屋外運動場など
計	38	約 61 ha	約 15 ha	25 %	

<sup>※</sup>敷地面積、緑化面積は航空写真および地形図より測定

#### ④民有地の緑化

本町の市街地の大部分を占める民有地については、住宅や商業施設などが立地しています。 敷地内は建物や駐車場などに利用され、緑は少ない状況にあります。

そうした中、美浜ハイツ II、美浜地区、桑江地区、桑江伊平地区、フィッシャリーナ地区においては建築協定や地区計画が導入され、生け垣などによる緑化が計画的に誘導されています。



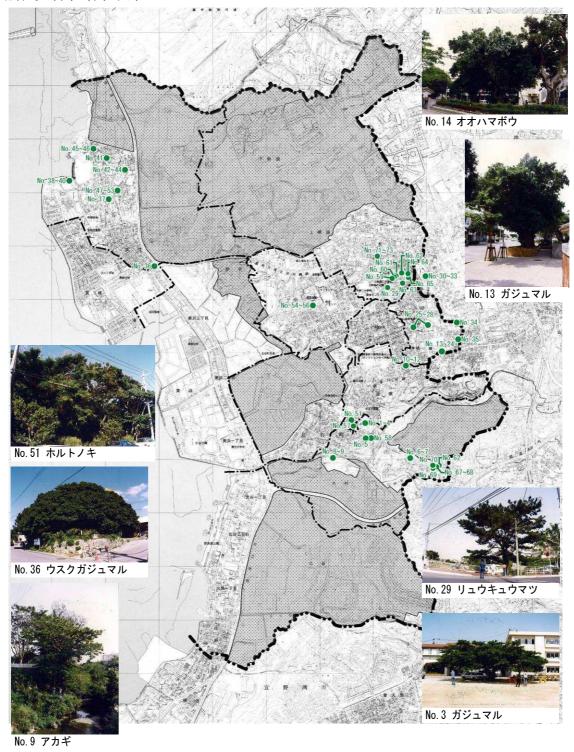




#### 3) 古木・名木・大木

本町には、ガジュマルやリュウキュウマツ、アカギなど、73 本、22 樹種の古木・名木・大木があります\*6。本町は戦争による被害や厳しい自然条件などの影響もあり、古木・名木・大木は、砂辺や白比川流域、桃原などの限られた地域のみに残されている状況です。

#### ■北谷町の古木・名木・大木



資料:北谷町古木・名木・大木調査、北谷町古木・名木・大木聞き取り調査

<sup>\*6</sup> 北谷町古木・名木・大木調査、北谷町古木・名木・大木聞き取り調査(北谷町/平成9、10年度)

#### 4) 植生

沖縄本島中部に位置する本町の自然植生は2つに大別できます。白比川流域など本町の東部を中心とした範囲には沖縄本島中南部の石灰岩地域に多く見られるガジュマルなどの多い森が分布しています。一方、上勢頭や桃原などの本町北部を中心とした範囲には沖縄本島北部の粘板岩地(酸性土壌)に多く見られるイジュ、ヤマモモなどの多い森(イタジイの森)が分布しています\*7。

こうした自然植生は、沖縄戦による破壊、 戦後の米軍基地建設や住宅開発に伴う伐採な どの影響により多くが消失しました。現在、 町内に残る自然植生は一部の御嶽や御願所、 墓所、城跡などのまわりや台地斜面などに残 るのみです。

また、本町では、「レッドデータおきなわ」で



資料:北谷町史 第一巻

希少種に指定されたハリツルマサキやコナミキ、ヒレザンショウが小規模ながら確認されています。その他、生息地が限られ個体数も少ない希少種としてイルカンダ、アオガンピ、ノボタン、コバノヨツバムグラなどがあります。

自然植生が減少する中で、リュウキュウマツやススキなどの代償植生やギンネム、西洋タンポポなどの県外から持ち込まれた帰化植物が増加し、これらが本町の緑の多くを占めるようになっています。

#### ■本町で生息が確認されたもしくは生息の可能性がある希少な自生植物



資料:北谷町史 第一巻 附録

19

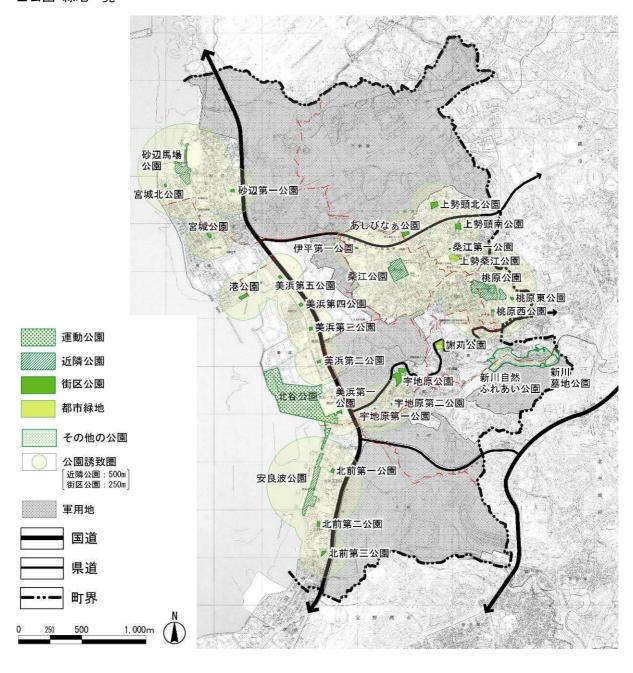
<sup>\*7</sup> 参考文献:北谷町の自然・歴史・文化(北谷町教育委員会)

#### 5) 公園・緑地

本町の都市公園・緑地は合計 29 カ所、40.42ha が都市計画決定されており、その内訳は運動公園が 1 カ所で 20.80ha、近隣公園が 4 カ所で 14.00ha、街区公園が 22 カ所で 4.34ha、都市緑地が 2 カ所で 1.28ha となっています。 1 人あたり都市公園面積は約 14.8 ㎡/人\*8で、県平均(約 9.8 ㎡/人)と比べて高い水準にあります。都市公園の配置については、本町の市街地全体にほぼ万遍なく配置されていますが、北玉区などの一部地域で街区公園が不足している地域があります。

本町においては、上記都市公園・緑地の他にも、新川自然ふれあい公園、新川墓地公園といった地域のニーズに合わせた公園が整備されています。

#### ■公園・緑地一覧



<sup>\*8</sup> 人口:27,273 人(国勢調査/平成22年10月1日現在)

# 2. 緑の機能別の特性と課題

#### (1)環境保全機能

#### 1) 町の骨格となる緑の保全

新川流域、白比川流域、役場東側などの斜面にあるまとまった緑は、戦禍や厳しい気象条件にさらされながらも、在来の自然植生や貴重な動植物の生息・生育地を残し、本町の緑の骨格をなす資源となっています。

このうち、新川流域周辺は、北谷町都市計画マスタープランにおいて水と緑の拠点として位置付けられ、新川流域周辺を公園として整備するなど、そこにある緑を自然の状態で保全する取り組みが進められています。

キャンプ桑江東側の斜面緑地や白比川沿いの緑の大半は軍用地内にありますが、本町の自然環境を支える重要な資源となっています。これらの緑については、将来見込まれる軍用地返還後の跡地利用において、土地の有効活用との調整の中でいかに保全するかが課題です。

#### 2) 市街地内の緑化

緑の機能には、二酸化炭素の削減やヒートアイランド現象の緩和など、環境への負荷を軽減 し、私たちの生活環境を向上させる働きがあります。軍用地を除く本町の緑被率は約1割となっており、東部地域を除き緑被率は低い状況にあります。良好な生活環境の形成のためにも、 市街地内の緑化を進めることが求められます。

嘉手納飛行場の空路に当たる砂辺地区の一部の土地は、騒音区域に対する防衛施設庁の移転補償により国有地化され、現在は、暫定的に樹木や花が植えられています。緑の少ない本町においては、このように緑化された土地を新たな緑の資源の一つとして活用できないか、その可能性の検討が求められます。

#### 3) 公共空間の緑の保全と緑化推進

公園や学校、町営住宅などの公共空間には、樹林地や古木などの在来の緑がまとまって残されていたり、管理者や利用者の手により敷地内の緑化が進められています。日々、多くの人々が利用する公共空間の緑は、地域の生活環境の向上に重要な役割を担うことから、今後も引き続き保全・緑化の推進を図ることが求められます。

#### 4) 史跡と一体となった緑の保全・育成

本町には北谷城遺跡群、浜川ウガン遺跡、史跡伊礼原遺跡など、緑と一体となった史跡が数多く存在します。古くから人々の手により守られてきた史跡と一体となった緑は、在来の自然植生や貴重な動植物の生息・生育地であるとともに、史跡の風格を支える重要な要素となるため、今後も保全が求められます。

#### (2)健康・レクリエーション機能

#### 1) 公園の適正規模・配置

都市公園は、日々の生活の中で町民の健康・レクリエーション活動を支える場として重要な 役割を果たしています。本町の1人あたり都市公園面積は14.8 ㎡で、県平均に比べて高い水準 を維持しています。また、本町において都市公園は、軍用地を除く市街地においてほぼ町全体 に配置されています。今後は、北玉区で整備を進め、都市公園の配置の充足を図ることが求め られます。

#### 2) レクリエーション空間としての公園の機能充実

近年の健康ブームや余暇を楽しむ人々の増加に伴い、公園に対して健康・レクリエーション 機能の充実を求める意見が増えています。

本町には広域的なレクリエーション空間として北谷公園や安良波公園が整備されており、町内外を問わず多くの人々に利用されています。一方で、すでに整備された公園の中には設備の老朽化や公園の機能が利用者のニーズと合わないなどから、思うように利用されていない公園も存在します。

公園は地域の健康・レクリエーションの重要な場として、今後の整備や維持管理においては、 地域のニーズをふまえつつ、地域と連携しながら機能や設備などを充実させることが必要です。 新川流域周辺においてはその豊かで貴重な自然環境を保全しつつ、自然とふれあい、学び、 憩う空間として、新川自然ふれあい公園が整備されました。本町の新たな交流・レクリエーションの場として活用が期待されています。

#### 3)緑のあるネットワークの形成

緑の機能は、個々の緑を連担することによってその効果が高まります。特に多くの人々が行きかう道路については、緑でつないでいくことによって、潤いや安らぎ、そして楽しさを感じられる空間とすることができます。

道路の緑化は、歩道のある幅員の広い道路を中心に進められています。幅員の狭い道路は構造や機能上の問題から道路すべてを緑化することが難しい状況にありますが、沿道敷地の緑化などにより、緑の連続性を生み出すことが求められます。

また、北谷公園や安良波公園を含め、砂辺から北前にかけての海岸線は海風を感じて気持ち良く歩ける散策空間として利用されるなど県内有数の海浜レクリエーション空間となっています。海岸部などの西海岸地域を中心とした観光地エリアについては、快適性・魅力の向上、また、背後の住宅地の住環境の向上にも資するよう、散策路となる道路の緑化などによるネットワーク化が求められます。

#### (3)景観形成機能

#### 1) 自然景観の中心となる緑や水辺の保全・育成

緑は海や河川とならび、本町の自然景観を形成する重要な資源の1つです。とりわけ、新川流域やキャンプ桑江東側、白比川沿いなどにまとまって残る自然性の高い緑は、本町の自然景観の骨格をなす重要な資源となっています。こうした緑は、宅地開発などによる減少の恐れがあるため、計画的な保全が求められます。

地域の自然や歴史を伝えるシンボルとして地域住民に親しまれている古木・名木・大木や、 公園や民家、史跡、拝所等に残る樹林地は、地域の貴重な資源として、所有者の協力のもと保 全することが求められます。

海や河川については、水と緑が一体となった潤いを感じる景観づくりが求められています。 特に桑江伊平土地区画整理事業区域内の水路で空間をつくるため、親水性護岸と街路樹整備な どが行われています。しかし、多くの海や河川については、円滑な水流の確保や護岸の強度確 保などから、緑化できる用地の確保が難しいという問題があります。

#### 2) 市街地内の緑化による良好な景観の形成

緑は、本町の景観に風格やうるいおいを与える機能があります。たとえば、近年宅地開発された美浜ハイツや美浜ハイツIIにおける建築協定、桑江地区、美浜地区における地区計画の導入により敷地内の計画的な緑化が行われました。これらの地区では、市街地内の緑が良好な景観形成とまちの質の向上に大きく寄与していることが実際に見て取ることができます。また、桑江伊平土地区画整理事業地区では、コンセプトである「大人のまち」の実現に向けてまちのブランド力を高めるため、地区計画の緑化率を活用し、市街地内の緑化に取り組んでいます。市街地内の緑化による良好な景観の形成を実現した事例のように、良好な景観形成のためには、町民、事業者、行政の協働のもと、長い時間をかけて小さな緑化活動を積み上げていくことが重要です。

#### 3) 観光地としての「北谷」を印象付けるための緑や公園の活用

本町は、美浜・ハンビー地区を中心に商業・観光施設が集積し、県を代表する都市型リゾート地となっています。そのため、まちの景観形成や美化に取り組む必要があり、その具体的な手法として、緑化の推進や、「北谷」を印象付ける樹木や花を活用などが期待されています。サンセットビーチやアラハビーチ、および謝苅公園などの施設は、町域や西海岸が一望できる優れた視点場(眺望点)となっています。こうした施設は、本町の重要な景観・観光資源として、視点場の適切な維持管理と周辺の眺望保全が求められます。

#### (4) 防災機能

#### 1) まちの防災性向上に向けた緑の活用

緑は、防風・防潮、延焼防止、流量調整、急傾斜地崩壊抑制といった災害の被害から人々を 守る機能を有しています。

かつては本町でもまちの防風・防潮、延焼防止のため、屋敷林や防潮林として緑が活用されていました。近年では、コンクリートなどを使った強度の高い建物が増えたり、防潮堤などの防災施設の整備が進んだことによって、防風・防潮、延焼防止のために緑を活用する例は減ってきています。

建築・土木技術の進展によって防災機能の面での緑が担う役割は変わりつつありますが、流 量調整や急傾斜地崩壊抑制など、防災機能の中でも依然として緑に期待される役割は少なくあ りません。今後もまちの防災性向上のためのツールの1つとして緑を活用していくこと求めら れています。

# 第3章 緑の将来像

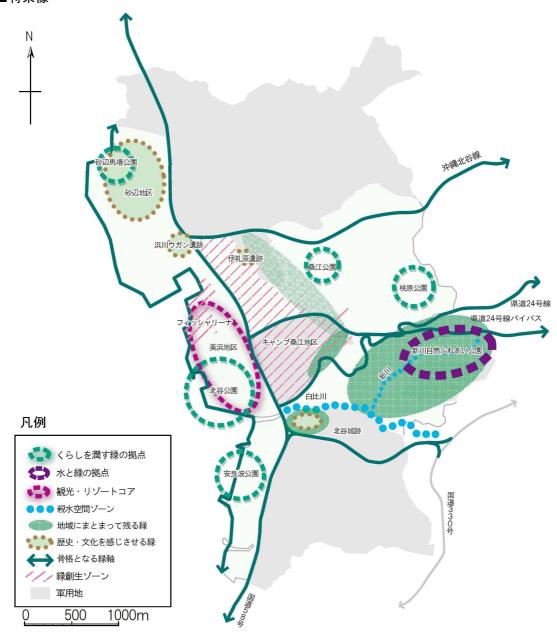
# 1. 将来像

第2章で整理した緑の特性と課題を踏まえ、本町の緑のまちづくりの将来像を以下の通り示します。

# でとみどりを 慈 しみ育むまち ちゃたん

北谷町総合計画では、町の基本理念として「ニライのまち」が掲げられています。本計画では、「ニライのまち」が目指す「自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会」を、町内に点在する樹林地や古木・名木・大木を本町の原風景として保全するとともに、町民や本町を訪れる人々の目を楽しませ心に癒しと安らぎを与える花や緑を町民、事業者、行政の協働により育成・創出することで実現します。

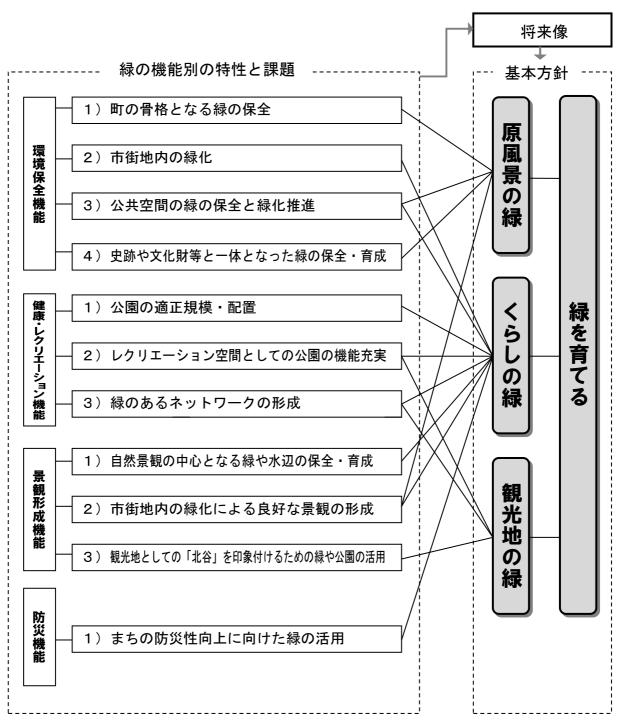
#### ■将来像



# 2. 基本方針

将来像を実現するため、第2章の緑の機能別の特性と課題を踏まえ、次の4つの基本方針を 設定します。

- ①貴重な自然環境を残し、地域の歴史・文化と一体となる「原風景の緑」
- ②私たちの生活に潤いと安らぎを与える「くらしの緑」
- ③本町の街並みに活気と彩りを与える「観光地の緑」
- ④①~③で示した本町の緑の特徴を活かすため、町民、事業者、行政の協働で「緑を育てる」



#### (1)原風景の緑

斜面地などに残るまとまった緑は、自然性が高く貴重な動植物が残されていることから、町 民共有の財産として保全を図ります。

地域の人々から愛され、地域のシンボルとなっている古木・名木・大木、屋敷林などの保全 を図ります。

河川や湧水、海浜などの水辺環境は、周辺にある緑の保全や緑化などにより、潤いのある空間形成を図ります。

史跡の周囲に残る緑は、長きにわたりこの地で生活をしてきた先人の歴史と文化が息づいた 大事な財産として保全を図ります。

#### (2) くらしの緑

人々のくらしに潤いと安らぎをもたらす環境づくりのため、民有地内の緑化を促進します。 道路や公園、学校などの公共空間については、そこに集い・行きかう人々が潤いと安らぎを 感じられる環境づくりを行うとともに本町の緑のまちづくりの先導役となる緑化を推進します。 環境保全の場、町民の健康増進やスポーツ・レクリエーション活動の場となるなど、市街地 内において多様な機能を担う都市公園の適正配置および機能充実を図ります。

#### (3)観光地の緑

本県を代表する観光地としての魅力を高めるため、「北谷」を印象付ける花や緑を活用した、 華やかに彩られたまちづくりを進めます。

レジャーや良好な眺望を楽しめるような本町の観光拠点となる主要な公園については、その 魅力と機能の充実を図ります。

本町の主要な観光スポットを花と緑で結び、散策やレジャーを楽しめるネットワークを形成 します。

## (4) 緑を育てる

町民、事業者、行政の協働による緑のまちづくりを推進するため、町民や事業者、行政の緑 化に対する意識啓発に努めます。

持続的に緑のまちづくりを進めるため、町民、事業者の主体的な活動を促進します。

# 3. 緑の確保目標水準

本町では、現在の1人あたりの都市公園の面積と緑地確保面積を目標や将来の大規模土地利 用転換を想定し、2段階の目標を設定します。

町土の5割が軍用地で占められる本町にとって、市街地は既に高密な宅地として利用されており、現在の市街地内でこれ以上の公園を整備することは困難な状況にあります。一方、本町においては、将来、キャンプ瑞慶覧などの軍用地返還が予定されており、大規模な土地利用の転換が予測されます。軍用地内には、北谷城遺跡群をはじめとした緑地が多く残されています。返還にあたってはそうした既存緑地などの保存や跡地利用に際して緑化を誘導することにより、長期的な目標水準の達成を目指します。

#### (1) 1人あたりの都市公園の面積

#### ○短期的な目標(平成33年まで)

・本町の1人当たりの公園面積は、県全体の面積と比べても高い水準にあり、町内にまんべんなく公園が整備・配置されつつあります。今後は、予定されている北玉公園、キャンプ桑江地区内の都市公園などの整備を進めることによって公園不足地域の解消を目指すとともに、面積水準の向上を目指します。

#### 〇長期的な目標

・軍用地返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である 20 ㎡/人を目指します。

	平成 23 年(現況)	平成 33 年	将来
北谷町	14. 4 m²/人	17.0 ㎡/人	20 ㎡/人
沖縄県	7.18 m²/人	20 m²/人 <sup>※1</sup>	

※1:沖縄県広域緑地計画(沖縄県)におけるコザ広域・石川都市計画区域の長期目標量

## (2) 市街地に対する緑地面積割合※2

#### ○短期的な目標(平成33年まで)

・キャンプ桑江の跡地利用に関する緑化などにより、緑地面積割合の水準向上を目指します。

#### ○長期的な目標

・キャンプ瑞慶覧返還などの大規模土地利用返還に合わせ、沖縄県広域緑地計画の長期目標量である30%を目指します。

	平成 23 年(現況)	平成 33 年	将来
北谷町	16%	18%	30%
沖縄県	-	30%*3	

※2:町域(1,363ha)から軍用地を抜いた面積。

※3:沖縄県広域緑地計画(沖縄県)における長期目標量

# 第4章 緑に関する施策の方針

# 1. 原風景の緑に関する配置方針

#### (1)水と緑の拠点

自然性の高い緑と水が一体となった良好な自然環境を有する新川自然ふれあい公園周辺を「水と緑の拠点」として位置づけます。水と緑の拠点では、樹林地の保全に努めるとともに、新川の水害対策や水質の悪化防止、親水空間の確保などに配慮した河川空間の形成に努めます。

#### (2)親水空間ゾーン

白比川、新川などの河川や、親水護岸整備が進むキャンプ桑江地区内の水路を「親水空間ゾーン」と位置付けます。親水空間ゾーンでは、環境学習の場や自然に親しめる場として整備・活用に努めます。

#### (3)地域にまとまって残る緑

新川流域や白比川流域、役場東側などの斜面緑地は、「地域にまとまって残る緑」として位置付けます。これらの緑は、町土の保全、水源涵養、災害の防止、都市景観の形成などの面で大きな役割を果たすとともに、在来の自然の姿を残す貴重な財産であることから保全に努めます。

## (4) 歴史・文化を感じさせる緑

伊礼原遺跡、北谷城遺跡群、浜川ウガン、多様な文化財が集積する砂辺地区など、史跡等と一体となった緑は、「歴史・文化を感じさせる緑」として位置付けます。これらの緑は、所有者の協力のもと史跡とともに保全に努めます。

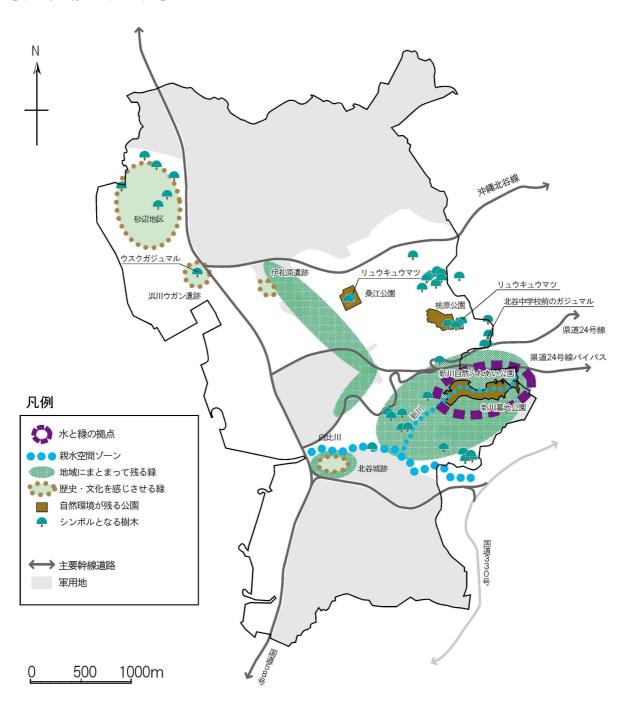
# (5) 自然環境が残る公園

自然性の高い緑が残る新川自然ふれあい公園、桃原公園、桑江公園は、「自然環境が残る公園」 として位置付け、緑の維持・保全に努めます。

## (6) シンボルとなる樹木

浜川のウスクガジュマルなどの地域の人々から愛され、地域のシンボルとなっている古木・ 名木・大木は、所有者の協力のもと維持・保全に努めます。

# 【原風景の緑の配置方針図】



# 2. くらしの緑に関する配置方針

# (1) 水と緑の拠点(再掲)

自然性の高い緑と水が一体となった良好な自然環境を有する新川自然ふれあい公園周辺を「水と緑の拠点」として位置づけます。水と緑の拠点では、樹林地の保全に努めるとともに、新川の水害対策や水質の悪化防止、親水空間の確保などに配慮した河川空間の形成に努めます。

# (2) 親水空間ゾーン(再掲)

白比川、新川などの河川や、親水護岸整備が進むキャンプ桑江地区内の水路を「親水空間ゾーン」と位置付けます。親水空間ゾーンでは、環境学習の場や自然に親しめる場として整備・活用に努めます。

# (3) くらしを潤す緑の拠点

北谷公園、安良波公園、砂辺馬場公園などの主要な公園は、「くらしを潤す緑の拠点」として 位置づけ、地域特性や利用者のニーズを踏まえた緑化を推進します。

# (4) くらしを潤す緑軸

日々、多くの人々が利用する主要な道路(都市計画道路)や散策路は、暮らしを潤す緑軸として位置づけ、地域特性や利用者のニーズを踏まえた緑化を推進し、緑のネットワーク形成に努めます。

# (5) 緑創生ゾーン

キャンプ桑江地区とフィッシャリーナ地区は、本町の市街地における緑化をけん引する立場となる「緑創生ゾーン」として位置づけ、住民などの協力のもと、敷地内の緑化、道路などの公共空間の緑化を推進します。

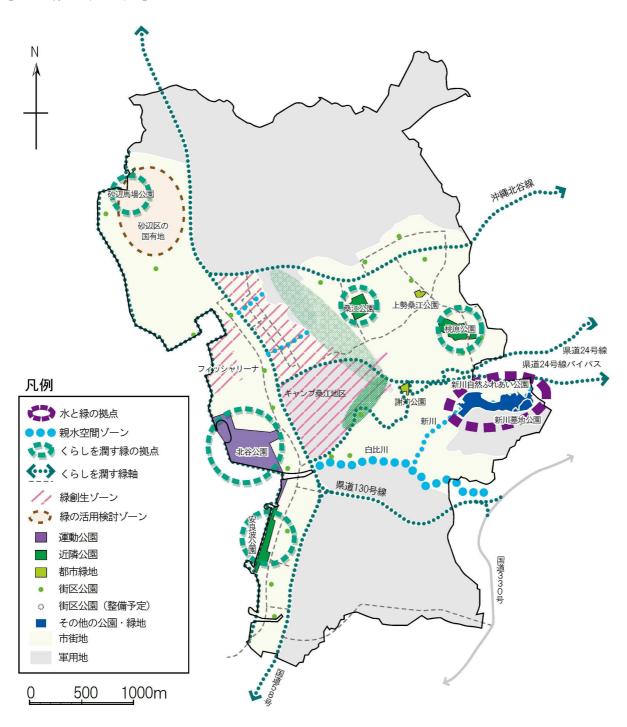
# (6)緑の活用検討ゾーン

嘉手納飛行場の騒音区域に対する防衛施設庁の移転補償による国有地化が進む砂辺区を「緑の活用検討ゾーン」として位置づけ、国有地化された土地の緑地としての活用について関係機関への要請を検討します。また、砂辺馬場公園、宮城海岸、砂辺地区内に集積する拝所などの資源を結ぶ緑のネットワーク化を検討します。

# (7)都市公園

都市公園については、北玉公園、キャンプ桑江地区内で計画されている街区公園の整備により、適正規模・適正配置を推進します。また、既存の公園については、地域特性や利用者のニーズに応えるため、設置施設の改善や維持管理方法の見直しなどに柔軟に対応し、地域住民や利用者に愛される公園づくりに努めます。

# 【くらしの緑の配置方針図】



# 3. 観光地の緑に関する配置方針

# (1) 観光・リゾートコア

北谷町都市計画マスタープランで観光・リゾートコアに位置づけられている美浜地区やフィッシャリーナ地区は、本県を代表する観光スポットとしてまちを華やかに彩るため、花と緑を活かしたまちづくりに努めます。

# (2) ビーチ・海岸

宮城海岸、サンセットビーチ(北谷公園)、アラハビーチ(安良波公園)、砂辺馬場公園の砂浜は、訪れる人が気持ちよく散歩やレジャーを楽しめるよう、緑陰空間の創出や海の雰囲気に合った緑化に努めます。

# (3) 観光・リゾート緑軸

観光客が多く利用する主な道路とその沿道を「観光・リゾート緑軸」として位置付け、南国の華やかなイメージを高める彩りと潤いのある花と緑のまちづくりを進めます。

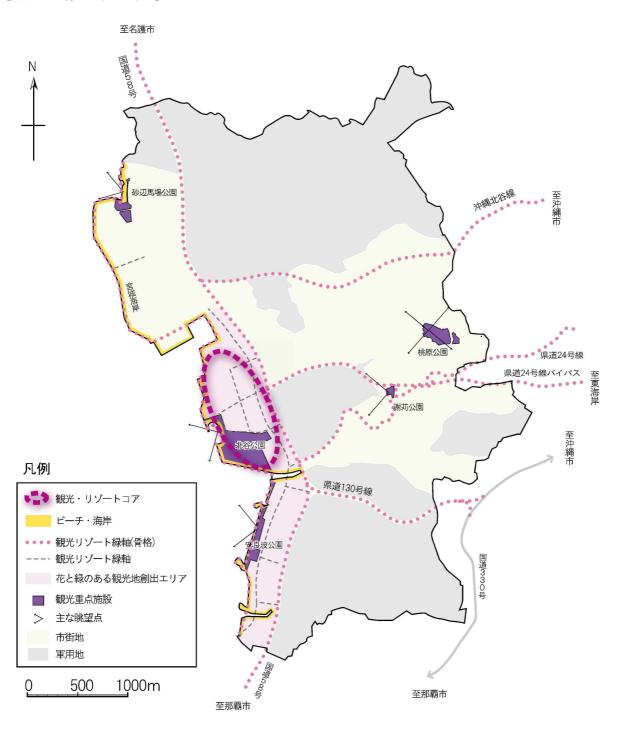
# (4) 花と緑のある観光地創出エリア

美浜から北前までの西海岸地域を「花と緑のある観光地創出エリア」として位置付け、本県 を代表する観光地として花や緑を活かしたまちづくりに努めます。

# (5) 観光重点施設

西海岸沿いに立地する北谷公園、安良波公園、砂辺馬場公園と、内陸部にあって海などへの 良好な眺望が望める謝苅公園、桃原公園を「観光重点施設」として位置付け、観光客の来訪を 意識した施設の充実に努めます。

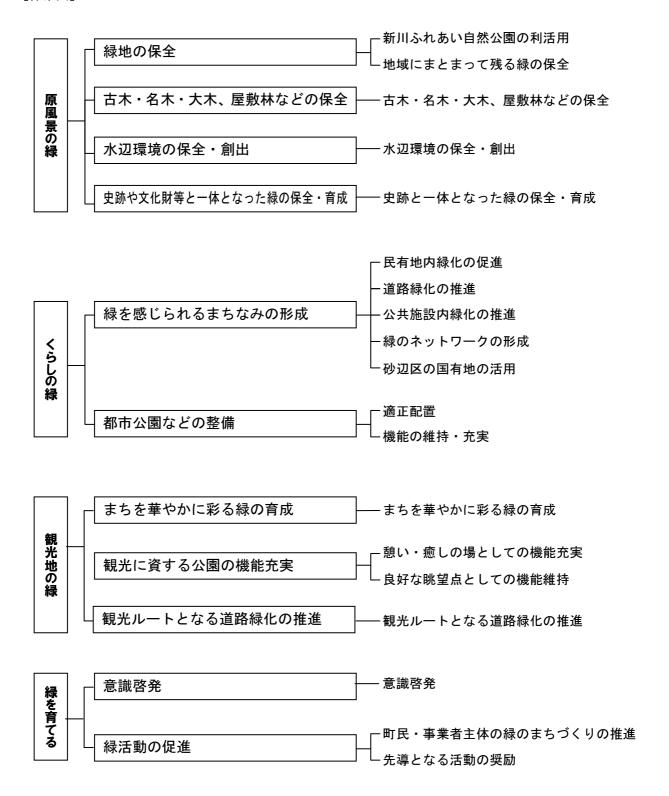
# 【観光地の緑の配置方針図】



# 第5章 緑地保全および緑化 推進のための施策

将来像の実現を図るため、本章では第3章の基本方針で示した項目にあわせて、以下のような施策を位置付けます。

# 【体系図】



# 1. 原風景の緑

# (1)緑地の保全

# 1) 新川ふれあい自然公園の利活用

□自然性の高い緑と水が一体となった良好な自然環境を保全するとともに、地域住民の 憩いの場として利活用します。

# 主要施策

- ・公園内に残る貴重な植生群落や希少動物の生息環境を保全します。
- ・公園内の自然を自然観察や環境学習の資源として活用します。
- ・新川流域の水辺環境を保全するとともに、親水空間として活用します。

#### <参考>新川自然ふれあい公園



# 2) 地域にまとまって残る緑の保全

# 口新川流域や白比川流域、役場東側などの斜面緑地の保全に努めます。

・軍用地内に残る斜面緑地について、返還後の保全方策を検討します。

主要施策

- ・民有地に残る斜面緑地は、都市緑地法や都市計画法などに基づく各種制度の活用などにより維持・保全に努めます。
- ・緑の維持管理に対する支援制度の創設を検討します。

<参考>古木・名木・大木の例(写真左:北谷中学校前のガジュマル、写真右:桑江区のリュウキュウマツの大木)

#### <参考>緑地保全に関する制度

緑地保全のために各種法制度が用意されています。制度導入にあたっては、本町においてはどのような形で緑地保全を図るのが望ましいかを念頭に置きつつ、各種法制度の法的強制力や支援内容のメリット・デメリットを比較検討し、適切な制度を選択することが重要です。

		凍結的に保全		緩やかに行為を規制しつつ保全	
制	度名	特別緑地保全地区	地区計画等 緑地保全条例	緑地保全地域	風致地区
根拠法		都市緑地法	都市緑地法	都市緑地法	都市計画法
手続き		許可	許可	行為の禁止もしくは 制限など	許可
指定主体		10ha 以上:都道府県 10ha 未満:市町村	市町村	都道府県	10ha 以上:都道府県 10ha 未満:市町村
目的		都市における <u>良好</u> な自然的環境となる緑地において、 建築行為など一定 の行為の制限など により <u>現状凍結的</u> に保全する制度。	屋敷林や社寺林など、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度などを活用して <u>現</u> 状凍結的に保全する制度。	生物多様性の確保などの観点から里地・里山の保全を図るため、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、土地利用との調和を図りながら保全する制度。	都市における風致 を維持するために 定められる制度。 「都市の風致」と は、都市において 自然的な要素に富 んだ土地における 良好な自然的景観 といえる。
所有者のメリット	損失 補償	0	0	0	×
	税制 優遇	0	×	×	×
	土地 買収	0	×	×	×

口桃原公園や桑江公園などの公園内に残る自然性の高い緑の維持・保全に努めます。

主要施策・桃原公園などに残るリュウキュウマツの松くい虫対策を推進します。

# (2) 古木・名木・大木、屋敷林などの保全

□地域のシンボルとなる樹木や、昔ながらの面影を残す屋敷林などについては、所有者 の協力のもと、維持・保全に努めます。

# は大め屋

主要施策

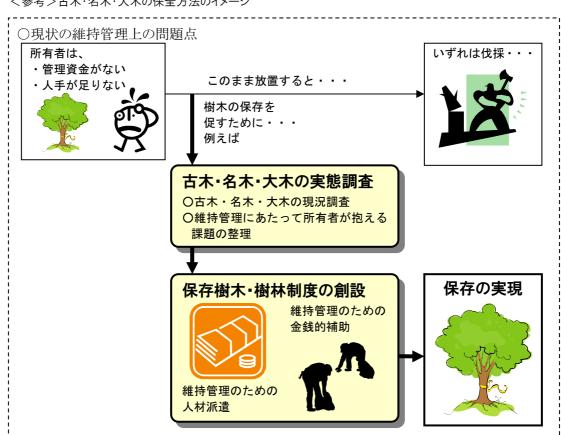
- ・地域のシンボルとなる古木・名木・大木、屋敷林などの保全に向け、実態調査を実施します。
- ・樹木や屋敷林を長期的に保全するため、保存樹木・保全樹林制度の創設や、景観 法に基づく景観重要樹木の指定などを検討します。
- ・景観法に基づく景観計画との連携により、樹木や樹林地の維持・保全を促進します。
- ・樹木・屋敷林の維持管理に対する支援制度の創設を検討します。

<参考>古木・名木・大木の例(写真左:北谷中学校前のガジュマル、写真右:桑江区のリュウキュウマツの大木)





<参考>古木・名木・大木の保全方法のイメージ



# (3) 水辺環境の保全・創出

□河川や水路に求められる治水などの機能に配慮しつつ、町民ニーズを踏まえ、親水空間の確保や潤いのあるネットワークの形成に努めます。

・白比川総合流域防災事業を推進します。

#### 主要施策

- ・桑江伊平土地区画整理事業地区に親水性のある水路を整備し、活用します。
- ・河川や水路の整備・改修にあたっては、水辺の自然環境の保全や親水性の向上に 努めます。

# 口町内に点在している湧水については、地域の貴重な水辺環境としてその水質・水量の維持・保全に努めるとともに、町民の憩いの場として親水性の向上に努めます。

# 主要施策

- ・環境に関する施策・事業などとの連携のもと、市街地内緑化や雨水浸透施設の整備 を誘導し、雨水が浸透しやすい環境をつくり、湧水の水量の確保に努めます。
- ・所有者などとの協力のもと、カーおよびその周辺の環境の維持管理に努めます。

# (4) 史跡や文化財等と一体となった緑の保全・育成

口史跡や多様な文化財等とその周囲に残る緑の維持・保全に努めます。

主要施策

- ・浜川ウガン遺跡に残るガジュマルなどの貴重な植生群落の保全に努めます。
- ・史跡とその周囲に残る緑を一体的に維持・保全する仕組みの創設を検討します。

<参考>史跡と一体となった緑(写真左:浜川ウガン遺跡、写真右:砂辺のヌールガー)





口史跡や文化財等の整備・改修をする際には、自生種を中心に植栽するなど、歴史的な物語性・成り立ちなどに考慮します。

- ・伊礼原遺跡は、縄文時代の植生を考慮した緑化を推進します。
- ・北谷城遺跡群に残る緑は、軍用地の返還後の史跡の保全・修復の中で保全方策を検討します。

# 2. くらしの緑

# (1) 緑を感じられるまちなみの形成

# 1) 民有地内緑化の促進

主要施策

□人々のくらしに潤いと安らぎをもたらす環境づくりのため、敷地内緑化を促進します。また、多くの人々が利用する道路や公園などの公共空間は、緑を感じられる空間とするため、公共空間に隣接する民有地の緑化を促進します。

# ・都市緑地保全法や都市計画法、景観法などの緑化関連制度を活用し、民有地内緑 化を計画的に促進します。

# ・キャンプ桑江地区など計画的な緑化が求められる地区については、地域意向を踏まえ、都市緑地保全法や都市計画法、景観法などを活用し、地区特性に合わせた緑化を推進します。

- ・緑の維持管理に対する支援制度の創設を検討します。
- ・緑の維持・管理や手入れによって生じる枝や葉、草類の処理に対する負担を軽減し、堆肥化・リサイクル化を促進するため、草木堆肥化制度の活用に努めます。
- ・花いっぱい運動の拡充に努めます。

#### <参考>桑江伊平土地区画整理事業地区地区計画

桑江伊平土地区画整理事業地区では、コンセプトである「大人のまち」の実現に向けてまちのブランド力を高めるため、 地区計画の緑化率を活用し、市街地内の緑化に取り組んでいます。



資料:桑江伊平土地区画整理事業土地利用計画(案)のイメージ図(北谷町ホームページ)

<参考>敷地内緑化などにより緑豊かな市街地が形成されている美浜ハイツ





# 2) 道路緑化の推進

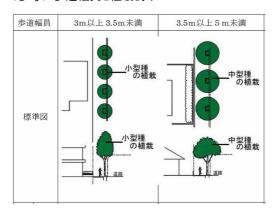
# □地域特性や利用者ニーズを反映した緑化に努めます。

- ・道路の計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに努めます。
- ・植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、道路に期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。

#### 主要施策

- ・身近な道路内の緑について、地域住民やシルバー人材センター、NPOなどと連携した維持管理体制の構築を検討します。
- ・草木堆肥化制度などの関連分野の施策・事業との連携のもと、環境に配慮した循環型維持管理システムの構築に努めます。

#### <参考>歩道幅員と植栽樹木



#### 歩道の植栽

歩道幅員と植栽樹木の樹冠規格を合致させることが、樹木の自然樹形を生かすことになり、 将来的には剪定等の維持管理の負担軽減にも つながります。

歩道幅員と対応する樹木は次のとおりです。 3m以上3.5m未満・・・リュウキュウコクタン、 フクギなど

3. 5m以上5m未満・・・ヤマモモ、イスノキなど

#### <参考>剪定方法、樹種の選び方など、街路樹の管理方法を見直す必要がある例





# 口生活道路については、交通の利便性や安全性に支障のない範囲で緑化に努めます。

・宮城1号線は、改良事業に合わせ緑化を推進します。

#### 主要施策

・緑を感じられる道路空間を形成するため、住民の協力のもと沿道の民有地の緑化を 促進します。

# 3) 公共施設内緑化の推進

# □地域特性や利用者ニーズを反映した緑化に努めます。

- ・公共施設の計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに 努めます。
- ・植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、公共施設に 期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。

#### 主要施策

- ・身近な公共施設内の緑について、地域住民やシルバー人材センター、NPOなどと 連携した維持管理体制の構築を検討します。
- ・草木堆肥化制度などの関連分野の施策・事業との連携のもと、環境に配慮した循環型維持管理システムの構築に努めます。
- 口公共施設の建て替えの際には、関係機関の協力のもと、敷地内にある緑の維持保全に 努めます。

主要施策

・町営砂辺住宅建て替えに伴う敷地内の樹木などの保全・移植・復元に努めます。

# 4)緑のネットワークの形成

□町民が健康増進やレクリエーションのために、楽しく快適に散策やランニングなどができるよう、道路や公園などを緑で結ぶネットワークの形成に努めます。

# 主要施策

- ・西海岸沿いは、高木の植栽による緑陰空間づくりや遊歩道などにより緑のネットワーク形成を推進します。
- ・花いっぱい運動の拡充に努めます。

# 5) 砂辺区の国有地の活用

# 口砂辺区の国有地を緑地として活用することを検討します。

## 主要施策

- ・国有地化された土地の、敷地内の植栽の方法や利活用の仕方について住民や行政 などの意向を踏まえて実施できるよう、関係機関に協力を要請します。
- ・地区内に点在する遺跡・拝所や砂辺馬場公園、海岸、緑地などと一体となった砂辺区の緑と歴史・文化を楽しめる空間づくりを検討します。

#### <参考>砂辺区の国有地化された土地の緑化例





# (2) 都市公園などの整備

# 1) 適正配置

□自然と調和したゆとりある居住環境を形成するため、住宅密集地域における都市公園 の整備を推進します。

主要施策

・北玉地域の地域住民の憩いの場として活用するため、北玉公園の整備を推進します。

## 口新しいまちづくりにあわせた都市公園の整備を推進します。

・新しいまちづくりが進められる桑江伊平土地区画整理事業地区での街区公園整備 については、適正配置・規模に考慮するとともに、地権者や事業者のニーズに配慮 した公園づくりを推進します。

#### 主要施策

- ・キャンプ桑江南側地区内での都市公園の整備を推進します。
- ・フィッシャリーナ地区内での緑地整備を推進します。
- ・軍用地返還後の跡地利用が行われる際には、適正配置・規模に考慮し、都市公園を整備します。

# 2)機能の維持・充実

□町民の健康増進やスポーツ・レクリエーションなどに供する場として、機能充実に努めます。

# 主要施策

・緑陰空間づくりやあずま屋の設置などの施設整備に努めます。

・景観形成上重要な公園については、積極的な緑化を誘導するため、景観重要公共 施設の指定を検討します。

#### <参考>桑江公園

桑江公園は多くの亜熱帯の植栽が植えられ(写真左)、涼を誘う流水池と琉球庭園をイメージしたあずま屋(写真右)が整備されています。





# 口地域特性や利用者ニーズを反映した公園の整備・改修に努めます。

- ・都市公園の計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに 努めます。
- ・植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、公園に期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。

## 主要施策

- ・身近な都市公園内の緑について、地域住民やシルバー人材センター、NPOなどと 連携した維持管理体制の構築を検討します。
- ・草木堆肥化制度などの関連分野の施策・事業との連携のもと、環境に配慮した循環型維持管理システムの構築に努めます。

# □公園内に貴重な植生や動物の生息環境がある場合は、その環境を保全します。

- ・新川自然ふれあい公園内に残る貴重な植生群落や希少動物の生息環境を保全します。
- ・公園内に湧水が残る場合は、その水辺環境の保全に配慮した整備に努めます。
- ・軍用地内に残された緑については、返還後の跡地利用の際に、都市公園化を検討します。

# 3. 観光地の緑

# (1) まちを華やかに彩る緑の育成

□町民、事業者、行政の協働による「北谷」を印象付ける花や緑のまちづくりを推進し ます。

- ・本町のイメージにふさわしい緑化のあり方について検討します。
- 主要施策
- ・町花、町木の普及・活用に努めます。
- ・花いっぱい運動の拡充に努めます。

<参考>美浜地区の事業者主体の緑化活動 美浜地区では、事業者主体によるアメリカンビレッジのコンセプトにあわせた緑化が行われています。





# (2) 観光に資する公園の機能充実

# 1) 憩い・癒しの場としての機能充実

□北谷公園や安良波公園、砂辺馬場公園については、観光客などの利用者が安心で安全 で楽しく快適に滞留できる空間づくりに努めます。

主要施策

- ・高木の植樹により、緑陰空間の創出に努めます。
- ・一年を通じて花を楽しめる空間づくりに努めます。

# 2) 良好な眺望点としての機能維持

□本町の重要な観光資源である西海岸への眺望を有する観光重要施設については、良好 な眺望の維持・保全に配慮した整備・改修に努めます。

・施設内にあるビーチや散策路、高台などは、眺望に配慮し、高さや配置、デザインなどの工夫に努めます。

# 主要施策

- ・景観に配慮した施設の整備・改修を誘導するため、景観重要公共施設の指定を検討します。
- ・地区計画や景観法関連制度などと連携し、観光重要施設周辺の建築物などの高さなどの誘導を検討します。

#### <参考>観光重要施設からの西海岸への眺望(左:謝苅公園、右:安良波公園)





# (3) 観光ルートとなる道路緑化の推進

□西海岸沿いの北前区から砂辺区までを結び、散策やレジャーを楽しめるネットワーク を形成します。

- ・高木の植樹により、緑陰空間の創出に努めます。
- ・花いっぱい運動の拡充に努めます。

# 4. 緑の育成

# (1) 意識啓発

主要施策

口町民、事業者、行政の協働による緑のまちづくりを推進するため、町民や事業者、行 政の緑化に対する意識啓発に努めます。

・シンポジウムや学習会などの緑化に対する意識啓発を図る機会の創設に努めます。

・広報やパンフレット、ホームページなどの手法を活用し、緑化に関する継続的な情報 提供に努めます。

- ・町花、町木の普及・啓発に努めます。
- ・次代の緑のまちづくりを担う子どもたちの意識啓発のため、学校の敷地内緑化や緑と 花に触れる機会の創出に努めます。

#### <参考>町花フィリソシンカ(写真左)・町木センダン(写真左)





資料:北谷町の公園(北谷町)

# (2) 緑化活動の促進

# 1) 町民・事業者主体の緑のまちづくりの推進

口町民、事業者が緑のまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

主要施策

- ・道路や公園などの公共施設内の緑化や維持管理における町民参加の機会確保に 努めます。
- ・緑のまちづくり活動を行う個人や団体の交流や情報の提供・共有の機会づくりに努めます。

# 口町民、事業者が緑のまちづくりに継続的に取り組める環境づくりに努めます。

- ・町民、事業者主体の活動に対する支援制度の創設を検討します。
- ・緑に関する法制度に関する情報提供や制度の導入に対する支援に努めます。

# 2) 緑のまちづくりの先導的な活動の奨励

□本町の緑のまちづくりを先導する活動を奨励するとともに、その功績の広報に努めます。

・緑化重点地区のまちづくりに対する支援に努めます。

- ・本町の緑のまちづくりを先導する活動を表彰する制度の創設を検討します。
- ・行政は本町の緑のまちづくりの見本となるよう、公共施設の緑化や、職員主体の緑のまちづくり活動を推進します。

# 5. 緑化重点地区

# (1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、都市緑地法において、必要に応じて緑化の推進を重点的に図るべき地区を緑の基本計画に定めるものとして規定されています。また、行政による重点的な緑化施策に加え、町民、事業者がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待されます。

#### ■緑化重点地区指定の対象になると考えられる地区

- ○駅前など都市のシンボルとなる地区
- ○特に緑の少ない地区
- ○風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ○避難地の面積が十分でないなど防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ○緑化の推進の住民意識が高い地区
- ○市街地開発事業などの予定地区
- ○緑地協定の締結の促進などにより良好な住宅地の形成を促進する地区
- ○都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ○公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全および創出を図る地区
- ○ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善が必要な地区

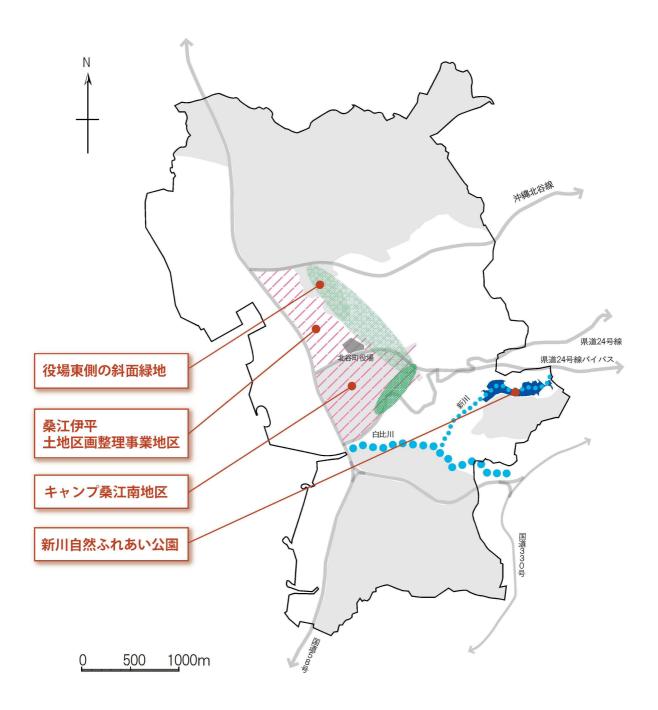
資料:新編緑の基本計画ハンドブック(社団法人日本公園緑地協会)

# (2)緑化重点地区の指定

本町は、緑の現状や緑地確保の必要性、新たなまちづくりとしての可能性などを考慮し、次のページの図に示す4地区を緑化重点地区として指定します。

また、本町には、今回緑化重点地区に指定する 4 地区の他にも、重点的に緑化に取り組むことで本町の緑のまちづくりを先導し、良好な市街地環境の保全や育成を促すことが期待できる地区があります。(例:美浜ハイツ、美浜ハイツ II、桑江地区、美浜地区、フィッシャリーナ地区、砂辺地区など)これらの地区については、今後の地域の意向やまちづくりに対する機運の高まりなどを考慮し、緑化重点地区の指定を検討します。

# ■緑化重点地区の位置図



# (3) 緑化重点地区の計画

# 1) 新川自然ふれあい公園の整備・活用

## ①緑の現状と課題

本地区には自然性の高い水辺空間や緑が残ることから本町の水と緑の拠点として位置付けられています。今後は、公園内の自然環境の保全とともに、レクリエーションや環境学習などの町民の憩いの場として利活用することが求められています。

### ②緑化重点地区計画

□自然性の高い緑と水が一体となった良好な自然環境を保全するとともに、地域住民の 憩いの場として利活用します。

主要施策

- ・公園内に残る貴重な植生群落や希少動物の生息環境を保全します。
- ・公園内の自然を自然観察や環境学習の資源として活用します。
- ・新川流域の水辺環境を保全するとともに、親水空間として活用します。

# 2) 美浜区と桑江区の間の斜面緑地

#### ①緑の現状と課題

美浜区と桑江区の間を南北に帯状に広がる斜面地にはまとまった緑が残されており、本町の自然環境を支える重要な資源となっています。桑江伊平土地区画整理事業やキャンプ桑江南側地区のまちづくりなどで取り組む跡地利用において残された緑をいかに保全するかが課題となっています。

#### 2級化重点地区計画

#### □斜面緑地の保全に努めます。

・軍用地内に残る斜面緑地について、返還後の保全方策を検討します。

- ・民有地に残る斜面緑地は、都市緑地法や都市計画法などに基づく各種制度の活用などにより維持・保全に努めます。
- ・緑の維持管理に対する支援制度の創設を検討します。

# 3)桑江伊平土地区画整理事業地区

### ①緑の現状と課題

本地区はキャンプ桑江の返還による跡地利用が進められていますが、国道 58 号に隣接し、本町のほぼ中央部に位置することから、その動向に注目が集まっています。「大人のまち」をコンセプトに本地区のブランド化を図るために、また、本町の緑のまちづくりの先導役としての役割を果たすため、積極的な緑化が期待されています。

また、地区内には、返還前まで手つかずで残されていた古木をはじめ、水路や湧水といった 水辺環境、国指定史跡である伊礼原遺跡などの資源も点在しています。街路樹や市街地内の緑 と連続性を持たせ、うるおいと歴史を感じられる特徴あるまちづくりを進めることが求められ ています。

### 2級化重点地区計画

□人々のくらしに潤いと安らぎをもたらす環境づくりのため、敷地内緑化を促進します。

主要施策

・地区計画により市街地内の緑化を促進します。

□河川や水路に求められる治水などの機能に配慮しつつ、町民ニーズを踏まえ、親水空間の確保や潤いのあるネットワークの形成に努めます。

主要施策

・桑江伊平土地区画整理事業地区に親水性のある水路を整備し、活用します。

口史跡や文化財等の整備・改修をする際には、自生種を中心に植栽するなど、歴史的な物語性・成り立ちなどに考慮します。

主要施策

・伊礼原遺跡は、縄文時代の植生を考慮した緑化を推進します。

### □地域特性や利用者ニーズを反映した緑化に努めます。

主要施策

・地区内の道路の植栽に関する計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに努めます。

・植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、道路に期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。

# 口新しいまちづくりにあわせた都市公園の整備を推進します。

主要施策

・街区公園整備については、適正配置・規模に考慮するとともに、地権者や事業者の ニーズに配慮した公園づくりを推進します。

# 4) キャンプ桑江南側地区

### ①緑の現状と課題

本地区は、現在地権者とともに軍用地の返還後の跡地利用に向けた検討が進められています。 本地区の斜面にはまとまった緑が残されており、本町の自然環境を支える重要な資源となっていることから保全が求められています。また、桑江伊平土地区画整理事業とともに、本町のほぼ中央の国道 58 号沿いに位置することから、まちづくり動向に注目が集まっています。「高齢者が住みやすいまち」をコンセプトに本地区のブランド化を図るために、また、本町の緑のまちづくりの先導役としての役割を果たすため、積極的な緑化が期待されています。

### ②緑化重点地区計画

□人々のくらしに潤いと安らぎをもたらす環境づくりのため、敷地内緑化を促進します。

主要施策

・地域意向を踏まえ、都市緑地保全法や都市計画法、景観法などを活用し、地区特性に合わせた緑化を推進します。

# 口斜面緑地の保全に努めます。

主要施策

・本地区内に残る斜面緑地について、返還後の保全方策を検討します。

# □地域特性や利用者ニーズを反映した緑化に努めます。

主要施策

・地区内の道路の植栽に関する計画、工事、維持管理などの各段階において町民参加の機会づくりに努めます。

・植栽の種類や緑化方法の選定にあたっては、地域の気候や立地特性、道路に期待される機能、利用者ニーズ、維持管理方法など多角的な観点から検討します。

# 口新しいまちづくりにあわせた都市公園の整備を推進します。

主要施策

・都市公園整備については、適正配置・規模に考慮するとともに、地権者や事業者の ニーズに配慮した公園づくりを推進します。

# 第6章 計画推進に向けて

# 1. 主体と役割

本町の緑のまちづくりを推進するためには、町民、事業者、行政がそれぞれの主体に求められる役割を果たすことが重要です。ここでは、それぞれの主体の役割を示します。

# (1) 町民

- ○地域の中における緑の役割や機能、本町の緑のまちづくりの方向性などへの理解に努めます。
- ○自らが所有もしくは借用する土地に残されている緑の保全や維持・管理に努めます。
- ○敷地内緑化、建物緑化などにより、緑の育成・創出に努めます。
- ○地域の緑化、美化活動などに参加します。
- ○行政が実施する緑に関する施策や事業時の町民参加の機会に参加します。

# (2) 事業者

- ○地域の中における緑の役割や機能、本町の緑のまちづくりの方向性などへの理解に努めます。
- ○自ら実施する開発行為などによる緑のまちづくりへの影響について理解し、敷地内の緑の保全や、敷地内緑化、建物緑化などによる緑の育成・創出に努めます。
- ○自らが所有もしくは借用する土地に残されている緑の保全や維持・管理に努めます。
- ○地域の緑化、美化活動などに参加します。
- ○行政が実施する緑に関する施策や事業時の町民参加の機会に参加します。

# (3) 行政

- ○緑のまちづくりの先導者として、緑に関する施策や事業を実施します。その際には、町民参加の機会を積極的に設け、町民や事業者に対して意見を聴く機会、参加する機会を設けます。
- ○環境、景観など緑のまちづくりと関連の深い部署や、国、県などの関係機関との連携を図り、 効率的かつ効果的な施策・事業展開に努めます。
- ○公共施設内の緑の保全や、敷地内緑化、建物緑化などによる緑の育成・創出に努めます。
- ○町民や事業者が実施する地域の緑化、美化活動などを促進するため、必要な支援を行います。

# 2. 計画の進行管理

緑のまちづくりを展開するためには、何十年、何百年という長い歳月が必要です。本計画においては、緑のまちづくりの第1段階として、本町の緑を取り巻く状況を踏まえつつ、目指すべき将来像を示し今の緑のまちづくりに必要な方針や施策を示しました。

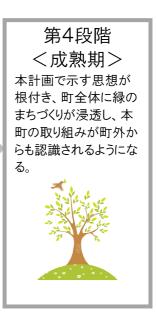
本計画は、町民、事業者、行政の協働による本町の緑のまちづくりの拠り所として長期間にわたって活用していくことが求められます。社会状況の変化やまちづくりの進捗状況を捉え、柔軟に計画内容に反映できるように、施策などの達成状況の評価などを行い、計画の進行管理を行います。

## ■本計画に基づく緑のまちづくりの進め方イメージ









# 用語集

## 雨水浸透施設

地下水のかん養と浸水被害の防止を目的として、 屋根に降った雨水を効率よく地中に浸透させる施 設をいいます。

# 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。

#### NPO

政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命の精神を尊重して行う非営利組織・団体のことです。Non-Profit Organizationの略。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立しました。

# 沖縄県広域緑地計画

県民の暮らしや活動の場となる都市の良好な環境を形成するため、広域的観点から緑の持つ役割を最大限に果たすことができるよう将来にわたる望ましい緑地の確保と効果的な配置を定めた計画です。

### カー

湧水、井戸を指す方言です。

### 街区公園

主として街区内の居住者が利用することを目的とする公園で、街区内の居住者が容易に利用できるよう配置するものです。

# 近隣公園

主として近隣の居住者が利用することを目的とする公園で、近隣の居住者が容易に利用できるよう配置するものです。

## 景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な 景観の形成を図るため、土地所有者などの全員 の合意により、当該土地の区域における良好な景 観の形成に関する事項を協定する制度です。

#### 景観計画

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画です。

# 景観重要公共施設

景観法の規定により、景観行政団体の長が景観 計画区域内において指定した景観上重要な公共 施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港 など)を指します。

# 景観重要樹木

景観法の規定により、景観行政団体の長が景観 計画区域内において指定した地域の景観上の核 となるような樹木を指します。

# 景観地区

景観法において定められているもので、市町村が 市街地の良好な景観の形成を図るために、建築 物の形態意匠の制限を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度などの 必要な事項を定めることができます。

# 景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制など所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律のことです。

# 建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者などが建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、特定行政庁がこれを認可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効\*を付与して、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。

\*契約当事者以外の第三者が当該契約の目的となっている土地などを取得したときに、当該第三者をも拘束する効力のことをいいます。

#### 親水護岸

護岸としての機能をもちつつ、人が水辺で楽しめるように配慮された護岸のことをいいます。

#### 総合計画

地方自治法に基づき、市の最上位計画として位置付けられる計画です。

#### 地域森林計画対象民有林

都道府県知事が5 年毎に策定する、森林の基本 的な事項に関する 10 年計画(地域森林計画)が 対象とする民有林のことです。

#### 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

## 特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。

# 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき市町村が 定める「市町村の都市計画に関する基本的な方 針」となるものです。概ね 15 年後の将来のまちの 姿を描き、その将来像の実現のために土地利用 や道路・公園などの都市施設の整備、緑の保全、 景観づくりなど、まちづくりに関わる施策の整備方 針を定めます。

#### 都市公園

都市公園法に基づく公園をさし、都市環境の改善、都市の防災性の向上などに寄与するために配置されるものです。都市公園の中には、街区公園、近隣公園などの住区基幹公園や運動公園などの比較的規模の大きな都市基幹公園、都市緑地などがあります。

#### 都市緑地

都市公園の種類の1つで、都市の自然的環境の 保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため に設けられている緑地です。

#### 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

## 土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、 土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業 のことです。

# 農業振興地域•農用地

農業振興地域は、自然的経済的社会的諸条件を 考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要で あると認められる地域のことです。

また、農用地は、耕作、家畜の放牧、養畜の業務のために使用される土地のことをさします。

# ヒートアイランド現象

建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による 轄射熱の増大など都市化によるさまざまな要因の ために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなる 現象のことです。

# 拝所

沖縄地方において、神をまつり拝む場所のことを さします。

## 風致地区

都市計画上の地域地区の一つ(都市計画法第8条第1項第7号)です。都市の風致を維持するために定める地区で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに制限が加えることが可能となります。

# 保安林

私たちの暮らしをまもる役割を果たしていることから、伐採や開発に制限がかけられている森林のことです。森林法に基づいて指定されています。

# 保存樹木 保存樹林

樹木・樹木の保存において、法律によるものと、自 治体の条例などに基づくものがあります。法律に 基づく保存樹・保存樹林は、都市における美観風 致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持す るための樹木の保存に関する法律」に基づき、都 市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、 市町村長が指定します。

条例に基づく保存樹・保存樹林は、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を 残す樹林などを、区市町村の条例などにより指定 し、維持管理のための補助や技術的支援などを 行い、保存を図るものです。

## 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者などの合意に よって緑地の保全や緑化に関する協定を締結す る制度です。地域の方々の協力で、街を良好な 環境にすることができます。

#### 緑地保全地域

都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の 比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな 行為を規制することにより、一定の土地利用との 調和を図りながら保全する制度です。

# 北谷町緑の基本計画

発行:北谷町建設経済部都市建設課沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地電話098(936)1234(代表)